

源泉徴収票の作成に マイナンバーの証明に 預貯金口座の開設に

手当や一時金の申請に 身分証明書に 奨学金の申し込みに

育児

出産

結婚

就職

進学

誕生

マイナンバーカードを作いませんか

マイナンバーカードは、税務関係などの書類を提出するときや、さまざまな本人確認の場面で利用できるカードです。社会での情報連携が進み、マイナンバーを提出する機会も、人生の節目だけでなく、日常生活でもますます増えていきます。

◎市民課 ☎36・7194
◎行政総務課 ☎36・7235

マイナンバー制度とは

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人一人が持つ12桁の番号です。マイナンバー制度は、複数の行政機関が管理する個人情報、同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するために導入されました。法律に基づき、異なる行政機関の間で情報の連絡を行い、福祉や子育て、税務などの事務手続きに必要な提出書類を、省略することができます。

マイナンバーの利用範囲

社会保障関係の手続き

雇用保険の資格取得や給付、医療保険給付の請求、福祉分野の給付など

税務関係の手続き

税務署に提出する確定申告、届出書、法定調書に記載など

災害対策

防災や災害対策に関する事務、被災者生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成事務など

※利用予定のものも含みます。

こんなに便利！ 無料で取得できます

コンビニで証明書の取得可能

カードを利用して、全国のコンビニエンスストアの「マルチコピー機」で、各種証明書を取得可能。

【取得できる証明書】

- ◎住民票の写し（全員・個人）
- ◎印鑑登録証明書
- ◎戸籍（全部・個人）証明書
- ◎戸籍の附票の写し



マルチコピー機

公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、自動車運転免許証などと同じく、官民問わずに利用が可能（口座開設、会員登録、郵便局での荷物受取など）。



マイナンバーと本人確認を1枚で

年金や税務などの手続きで、マイナンバーを求められた際も「通知カード」および運転免許証などの身分証明書の代わりに、マイナンバーカードの提示だけでOK。

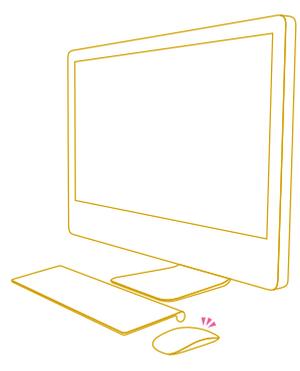


マイナンバー

ICチップ

行政手続きや電子申請に

子育てサービスの検索や申請、確定申告などがインターネットから可能に。民間サービスでも、証券口座の開設や住宅ローンの締結で、利用機会が拡大。



相続

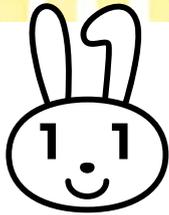
死亡

介護

年金

退職

住宅購入



マイナちゃん

便利! 無料! 安心! 簡単!

申請は意外と簡単

本人確認のため、一度だけ市役所にお越しください。

1 申請(郵送またはスマホで)

通知カードに付いている交付申請書に顔写真を貼り、郵送してください。証明用写真機(対応機種のみ)やスマートフォンで写真を撮影し、そのままオンラインで申請することもできます。

※申請書がない場合は、市役所で新しい申請書を受け取ってください。

2 交付通知(約1カ月後)

市役所にカードが届き、準備ができ次第、ご自宅にハガキ(交付通知)を発送します。

3 受け取り(本人確認)

本人であることを証明する、大切なカードです。必要書類とともに、ご本人が市役所にご来庁ください。

※申請時に来庁して郵便でカードを受け取る方法もあります。詳しくは、電話または直接、市民課へお問い合わせください。

もしもの時も安心

すぐに利用停止が可能です

紛失しても、コールセンターに電話すれば、カードの利用を停止できます(24時間365日)。☎0120-955-0178

「利用停止」



「なりすまし」はできません

マイナンバーカードは顔写真真付きなので、他人がなりすまして使うことはできません。

「本人確認」



全国のコンビニで取得できます

▼マイナンバーカードがあれば、次のコンビニエンスストアで、証明書を取得できます。

取扱店/セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、ミニストップ

マイナンバー受付相談窓口

▼マイナンバーカードの交付申請や、市民の皆さんからの問合せなどに対応するため、マイナンバー専用窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。ところ/市役所本庁1階(東側)開設日時

▽平日 午前8時30分〜午後5時15分

▽土曜日 午前8時30分〜正午

※土曜日は概ね月1回、市民課

に開設します。詳しくは、ホームページをご確認ください。



窓口専属の職員が対応します